

四街道市スマイルボランティア事業に関するQ&A

【ボランティア向け】

1 目的・趣旨について

Q スマイルボランティア事業を実施する目的は何か。

A ボランティア活動を行うことにより、高齢者自身の介護予防・生きがいづくり及び社会参加を推進することを目的としています。

2 スマイルボランティアの登録について

Q スマイルボランティア登録をするにはどうすればよいか。

A 管理機関が実施する説明会を受講し、登録申請書を提出することでボランティア登録ができます。説明会以降も随時、個別での説明も行いますので、ボランティアセンターへお問い合わせください。登録後、実際に活動が決定しましたら、スマイルボランティアカードと名札をお受け取りください。

Q ボランティア活動者のメリットは何かあるか。

A 社会参加活動を通して介護予防になることはもちろんのこと、「生きがい」や「やりがい」のある活動の場となることで、生活に張りが出るなど健康維持に役立つ効果が期待できます。また、ポイントを転換交付金等に交換できることも併せてメリットになると考えます。

Q ボランティアの活動先はどうやって決めているのか。

A ボランティア活動をされるご本人が「受入機関指定施設一覧表」をもとに、管理機関（社会福祉協議会）にご希望の活動・施設・時間などを伝え、管理機関が受入機関と調整します。

Q ボランティア登録をしておくと、施設から活動についての連絡があるのか。

A ボランティアのご希望と受入機関の要望する活動内容を管理機関が仲介し、コーディネートします。

Q 介護保険料を未納・滞納しているとボランティア登録できないのか。

A 未納者・滞納者でも登録をして、ポイントを貯めることはできます。ただし、ポイントを転換交付金等に交換することはできず、未納・滞納分に充当させていただきます。その為、転換交付金等の交付申請の際に、本市で未納・滞納確認を実施します。

Q 民生委員・児童委員、保健推進員、介護相談員等も対象となるか。

A 行政から委嘱された活動であり、それぞれの役割が位置付けられているため、民生委員・児童委員、保健推進員、介護相談員等としての活動は対象外となります。ただし、民生委員・児童委員、保健推進員、介護相談員であっても、個人としてのボランティア活動であれば、対象となります。

Q ボランティアの登録に年齢制限はあるか。また、登録した後、活動する施設が決まらずにいると、登録が取り消しになるか。また、やめたいときは。

A 65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）であれば、登録できます。年齢の上限はありません。活動実績がないことで自動的に登録が取り消されることはありません。活動をやめたい時は管理機関にご連絡ください。

Q 1か月後に65歳になるが、65歳になる前からボランティア説明会を受講し、ボランティアの登録は可能か。

A ボランティア説明会の受講は64歳の方でも受講いただけますが、ボランティア登録は65歳からとなります。ただし、すでに介護保険証が届いている場合等については登録が可能となることもありますので、管理機関にご相談ください。その場合であっても、ポイントが付与されるのは65歳からとなります。

3 スマイルボランティアカードについて

Q ボランティアカードはスタンプが貯まるまで使い続けるのか。

A ボランティアカードは年度ごとに切り替わります。スタンプが50個貯まらなくても、年度が変わる際に新年度のボランティアカードをお渡しします。

Q スタンプが50個貯まっても、ボランティア活動はできるのか。

A スタンプを50個以上貯めても、ポイントの交付・換金は5,000ポイントが上限ですが、ご自身の健康増進や社会貢献を目的として活動を継続することは可能です。

Q 3月まで使用したボランティアカードはどうするのか。

A 評価ポイントの付与や転換交付金等の申請に必要となりますので、それまでご自身で保管してください。ボランティアカードを紛失された場合、カードの再発行は可能ですが、スタンプを再度押印することはできませんのでご注意ください。

Q ボランティアカードを忘れてしまった場合には、ポイントは付与されないのか。

A ボランティアカードを忘れてしまった場合、後日受入機関に行った際に活動実績が確認できる場合は、スタンプを押印することは可能です。

スマイルボランティア活動の際は、必ずボランティアカードをお持ちください。別紙にスタンプを押印した物をボランティアカードに貼ってもスタンプ押印数としてカウントできませんのでご注意ください。

Q ボランティアカードのスタンプ押印欄の日にちが未記入の場合には、ポイントは付与されないのか。

A ポイントは付与されません。押印と日にちが記入されていることでポイントが付与されますので、各自でご確認ください。

Q ボランティアカードを紛失しました。ボランティアカードに押されたスタンプはどうなるのか。

A 新しいボランティアカードを再交付します。ただし、スタンプの再押印はできません。

Q ボランティアカードを紛失し、新しいボランティアカードの再交付を受けた後、古いカードが出てきた場合、古いカードとの合算は可能か。

A 古いボランティアカードに押印されているスタンプは、新しいボランティアカードのものと合算することができます。ただし、合算することが可能なのはその年度に限ります。当該年度より前のボランティアカードが出てきても、当該年度に合算することはできません。ご不明な点は管理機関にお問い合わせください。

4 スマイルボランティア活動について

Q ボランティア活動に行く途中や活動の際に怪我をしたらどうするのか。

A 安心して活動を行っていただくために、万一の事故や怪我に備えて、ボランティア登録時に、ボランティア活動保険に加入します。事故などが発生した場合は、怪我の状況を伺いますので、管理機関に速やかにお知らせください。

Q 現在、グループでボランティアを行っているが、登録はグループごとに行えるのか。

A 活動をグループで行っている場合でも、登録はグループでの登録ではなく、各個人ごとに登録していただくことになります。

Q グループで行うボランティア活動でも、65歳以上であればスタンプは押印されるのか。

A グループでのボランティアが、市が指定した受入機関でのボランティア活動であり、かつ、65歳以上の方でスマイルボランティア登録をされている方には、活動時間に応じてスタンプを押印します。

5 ポイントについて

Q 転換交付金をボランティア団体や施設等に寄付することは可能か。

A ボランティア団体や施設等に管理機関から直接寄付する取扱いとはしていないため、1度ご自身の口座に交付された転換交付金をお受け取りいただき、ご自身で寄付の手続きをしていただくこととなります。

Q ボランティア更新手続きとポイント交換は同時にできるか。

A 4月1日から30日までは、更新手続きとポイント交換の手続きが同時にできます。

Q ポイント交換期間以外の時期に転出等になった場合、そのタイミングでポイントは換金できるか。

A 4月1日～4月30日以外でのポイントの交付金等の申請はできません。

Q ポイントは、第三者（例えば家族）へ譲ることができるのか。

A ポイントは、第三者へ譲ることはできません。

6 ボランティア受入施設について

Q ボランティア受入機関（施設）はどのように決まっているのか。

A 受入機関になろうとする施設等は、あらかじめ市長の指定を受けることとなっています。受入機関指定施設一覧は、ボランティア説明会で配布、又は市ホームページで公開しています。

Q 自分がボランティア活動している介護施設が受入施設に指定されていないが、指定されていない理由はあるのか。

A 受入施設として指定を受けるかどうかは、施設の判断によります。